

- 募集人数 20家族程度
- 参加費 大人500円、子ども1人につき300円（貸切バスで現地へ、昼食は各家族で用意してください。）
- 申込み方法 住所、参加者全員の氏名、ふりがな、年齢（7月21日現在）、子どもの学年及び日中連絡の取れる電話番号を明記のうえ、「海水浴」と記入して、ハガキ、FAX又はメールにてお申込みください。（メールの場合はドメイン指定を解除してください。）
- 応募締切 7月10日（必着）  
※希望者多数の場合は抽選になります。抽選結果は7月12日頃にお知らせする予定です。
- 問い合わせ先  
山口県母子・父子福祉センター  
〒753-0054  
山口市富田原町4-58  
☎083(923)2490  
☎083(923)2499  
✉y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp

## 親子ふれあいのつどい 〔笠戸島家族旅行村〕

- 日時 7月27日（日）10時集合～15時解散
- 場所 笠戸島家族旅行村 現地集合
- 内容 ボーイスカウトと旅行村で楽しもう。（野外炊飯ほか）
- 対象者 県内在住のひとり親家庭（母子・父子）の親と子
- 募集人数 15家族程度
- 参加費 大人500円、子ども1人につき300円
- 申込み方法 住所、参加者全員の氏名、ふりがな、年齢（7月27日現在）、子どもの学年及び日中連絡の取れる電話番号を明記のうえ、「笠戸島家族旅行村」と記入して、ハガキ、FAX又はメールにてお申込みください。（メールの場合はドメイン指定を解除してください。）
- 応募締切 7月17日（日）（必着）  
※希望者多数の場合は抽選になります。抽選結果は7月19日頃にお知らせする予定です。
- 問い合わせ先  
山口県母子・父子福祉センター  
〒753-0054  
山口市富田原町4-58  
☎083(923)2490  
☎083(923)2499  
✉y-bosi-senter@tiara.ocn.ne.jp

## 東京2020オリンピック聖火ランナー

ギリシャ・オリンピアの太陽光で採火された炎を、ギリシャ国内と開催国内でリレーによって開会式までつなげます。

山口県では、令和2年5月14日（日）・15日（月）の2日間でリレーが行われます。

なお、詳細については、市役所、市内各公民館、その他市内各公共施設等に備付けの募集チラシをご覧ください。

- 募集期間 7月1日（日）～8月31日（日）
- 特設サイト <https://relay-ymg.net/>
- 問い合わせ先 生涯学習スポーツ推進課  
☎0837(52)5261



## 来庁者アンケート(市民満足度向上アンケート)にご協力ください

市民及び来庁者の満足度向上に向けたアンケート調査を実施します

- 実施期間 7月1日（日）～31日（日）
- 実施場所 市役所本庁舎、第1～3別館、保健センター、各総合支所、各出張所・公民館
- 実施方法
  - ・各窓口でアンケート用紙を配付します。各施設に設置された回収箱への投函でご回答ください。
  - ・期間中、職員がアンケートの案内をする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 問い合わせ先 総務課  
☎0837(52)1111

## 新本庁舎「整備基本計画」(案) 市民説明会のご案内

令和5年3月を目途に、本庁舎の建替えを計画しています。

この度、「整備基本計画」(案)がまとまりましたので、市民の皆さんにご説明し、ご意見を伺うため、次のとおり説明会を開催します。

- 日時 (会場)
  - 7月23日（日）19時～21時 (美東センター)
  - 7月24日（月）19時～21時 (秋吉公民館)
  - 7月26日（水）19時～21時 (美祢市民会館)
  - 7月27日（木）10時～12時 (美祢市民会館)

※説明内容は同じですので、いずれの会場に参加いただいてもかまいません。

- その他 事前申込みは不要で、どなたでもご参加できます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。どうか、下記までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 総務課本庁舎整備推進室  
☎0837(52)1110  
☎0837(53)1959  
✉soumu@city.mine.lg.jp

## 子どもの未来を考える フォーラム

不登校、暴力行為やいじめ等の子どもを取り巻く諸課題について、有識者や学校、地域、関係機関等から広く意見を聴き、全ての関係者の共通理解のもと、社会総がかりで児童生徒の健全育成に向けた取組みを推進するための「子どもの未来を考えるフォーラム」が開催されます。

学校の教職員、保護者、地域住民を対象としています。

興味のある人、参加を希望する人は、下記までお問い合わせください。

- 開催日時 8月19日（日）  
13時～16時10分
- 会場 周南学び・交流プラザ  
(周南市中央町4-10)
- 内容 実践発表
  - 【柳井市立柳東小学校】「『チーム柳東』で児童・保護者に寄り添う生徒指導の取組」
  - 【宇部市立藤山中学校】「子どものエンパワメントの活性化に向けた総がかりの取組」
  - 【講演】「不登校の取組～2つの視点と2つのチーム学校～」大阪成蹊短期大学グローバルコミュニケーション学科 中野 澄 教授
- 問い合わせ先 学校教育課  
☎0837(52)1118

## 教科書展示会

令和2年度から使用する小学校用の教科書見本等を、下記会場にて展示しています。

- 期間 6月3日（日）～7月26日（金）  
※月曜・祝日は休館
- 会場 美祢図書館、美東図書館
- 問い合わせ先 学校教育課  
☎0837(52)1118

## 下水道排水設備工事責任技術者更新講習

- 対象 「責任技術者証」の有効期限が令和元年9月30日の人
- 日時 9月25日(日) 14時～16時  
(受付13時30分～14時)
- 受付期間 7月1日(日)～24日(日)
- 講習会場 不二輸送機ホール  
(山陽小野田市大字郡1754)
- 講習受付・問い合わせ先  
上下水道局管理業務課  
{☎0837(52)0795}

## 排水設備工事責任技術者試験

排水設備の工事は、専門的な技術と知識を持っている排水設備工事責任技術者のいる指定工事店でなければ行うことができません。

- 試験日時 11月17日(日) 14時～16時  
(受付13時～13時40分)
- 試験会場 山口県セミナーパーク  
(山口市秋穂二島1062)
- 受付期間 8月19日(日)～9月10日(日)
- 申込み・問い合わせ先  
上下水道局管理業務課  
{☎0837(52)0795}
- ※詳細については山口県下水道協会ホームページをご覧ください。

## 農業委員会からのお知らせ

- 農地の「利用状況調査」(農地パトロール)を行います

農業委員会では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用の発生防止・早期発見するため、8月から9月にかけて、管内農地の「利用状況調査」を行います。

適正な管理を怠ると雑草が繁茂し、病害だけでなく産業廃棄物が不法投棄されたり火災の発生源となる可能性があります。農地をお持ちの人は草刈りなどの適正な管理をお願いします。

この調査の結果、管理されていない農地については、今後の利用についての「利用意向調査」を送付しますのでご回答をお願いします。

また、昨年の利用意向調査で意向どおりに実施されているかも確認し、意向どおりに実施されていない場合や意向調査未回答の場合は、11月末までに土地所有者と農地中間管理機構との協議勧告(農業振興地域のみ)を行うようになります。

この場合、令和2年度の固定資産税の課税強化の対象になりますのでご注意ください。

皆さんの農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 農地を転用するには農業委員会の許可が必要です

自分の所有する農地であってもソーラーパネルの設置や宅地・植林・残土捨て場などに転用や貸借、あるいは売買する場合には「農地法」に基づく許可等が必要です。※違反転用に対する法人への罰金は1億円以下です。

また、農地を相続した場合、農地の所在する農業委員会に届出が必要です。

詳しくはお近くの農業委員、農業委員会事務局までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 農業委員会事務局  
{☎0837(52)5241}

## 災害時要援護者登録制度

災害時要援護者とは

災害時に一般の人々と同じように避難行動を行うことが困難であり、他の人から何らかの支援を必要とする以下の人です。

- ひとり暮らしの65歳以上の人又は75歳以上の人で構成されている世帯
- 身体障害者のうち障害の程度が1級及び2級の人
- 知的障害者のうち療育手帳Aの人
- 前各号に掲げる人に準じる状態にある人及び本制度の支援が必要と判断される人(要介護認定を受けた人、精神障害者等)

- 災害時要援護者の登録 災害時要援護者として支援を希望される人は、登録申請書を市に提出いただき、市は支援に必要な情報を把握する台帳(災害時要援護者台帳)に登録します。

登録された台帳の写しは、民生委員児童委員協議会等の地域支援団体に個人情報守秘を確約のもとお渡しし、災害時に迅速な支援体制を整えるために活用します。

なお、台帳には個人情報に掲載されていますので、災害時の支援のため地域支援団体等へ情報提供することについて本人の同意が必要となります。

- 問い合わせ先 地域福祉課  
{☎0837(52)5227}

## 乳幼児・こども医療費受給者証の自動更新

現在お持ちの乳幼児医療費受給者証及びこども医療費受給者証は、7月31日(日)までの有効期間となっています。

8月1日(日)以降も引き続き対象の人には、7月下旬頃に新しい受給者証を郵送します。

なお、自動更新となりますので、お手続きは不要ですが、健康保険証に変更があった人や、平成31年1月1日以降に美祢市へ転入された人は、書類が必要な場合がありますので、下記までお問い合わせください。

- 問い合わせ先 地域福祉課  
{☎0837(52)5228}

## ひとり親家庭医療費受給者証の更新手続き

現在、ひとり親家庭の福祉医療費受給者証をお持ちの人は、7月31日(日)まで有効期間が満了します。受付期間内に更新手続きを行ってください。

- 対象 ひとり親家庭の母又は父、及び児童(18歳到達後の最初の3月31日まで)
- 手続きに必要なもの  
①対象者全員の健康保険証 ②印鑑
- 更新受付期間 7月1日(日)～22日(日)
- 受付・問い合わせ先 地域福祉課  
{☎0837(52)5228}

## にこにこファミリーズ

今回は久保山あゆみ先生による毎年恒例の人気リトミックです。

- 日時 7月6日(日) 10時～12時
- 場所 美祢来福センター(美祢市大嶺町東分来福台4-16)
- 内容  
・リトミック(10時～)  
・にこにこカフェ(11時～)
- 参加費 無料
- 持ってくるもの お茶、タオル、着替え等
- 申込み方法 参加される保護者氏名、子どもの氏名・生年月日、住所、連絡先をメールでお知らせください。
- 申込み期限 7月3日(日)
- 申込み・問い合わせ先  
にこにこファミリーズ  
{☎syoutaro@c-able.ne.jp}

## 美祢市シルバー人材センター入会説明会

- 日時・場所 7月16日(日)  
・9時 美東事務所  
・10時30分 秋芳事務所  
・14時 美祢事務局

また、美祢市シルバー人材センターでは、臨時的かつ短期的その他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、仕事の提供を行います。職業紹介事業及び労働者派遣事業も行っています。

- 問い合わせ先  
美祢市シルバー人材センター美祢事務局  
{☎0837(53)0541}

【こんな相談がありました。】知らない間に光回線の契約が解約されていた

現在契約中の会社（N社）の関係会社と名乗るA社から「光回線の利用料金が今より安くなる。」との電話が掛かってきた。安くなるのであればと思い、A社の指示通り現在契約中のN社のウェブサイトアクセスして名前や住所等の情報を入力したところ何らかの番号が発行され、それをA社に伝えた。数日後知らない会社から契約書のような書類が届いた。驚いてN社に電話をしたら「N社との光回線は解約され別会社との契約になっている。」と言われた。N社との契約に戻したい。

このような相談が頻発しております。これは、二つの違う会社が一体化したものと消費者が勘違いして指示通り転用手続きをしたために起こったトラブルです。転用番号が解れば後は勝手に事業者が登録手続きをすることができます。登録手続きが完了すれば自動的に元の会社との光回線の契約は解約され新しい会社と契約したことになります。もし元の会社との光回線の契約に戻したいなら（転用戻しといいます）新たに契約を結び直す必要があり工事代等の費用が発生します。この場合電話番号も変更する必要があります。このような面倒なことに巻き込まれないように勧誘の電話には十分注意して対応しましょう。もし間違っても転用契約を結んでしまったとしても8日以内であれば初期契約解除制度により無条件で契約を解除することができます。8日を経過している場合でも解約することはできますので消費生活センターにご相談ください。

トシ君の一言

過去に似たような事例を取り上げましたが依然として同じようなトラブルが発生しています。『安い』という言葉は甘味です。ついつい釣られてしまいますが、『安い』の裏には『まずい、ぼろい』などが潜んでいます。目利きが必要です。

問い合わせ先

美祿市消費生活センター(☎0837(52)3455)

就職面接会を開催します

ハローワーク宇部の職業相談日に合わせて、就職面接会を開催します。市内企業の魅力を知る良い機会となりますので、ぜひご参加ください。

- 日時 7月10日(日) 13時～15時
- 会場 美祿勤労者総合福祉センター (サンワーク美祿) 1階 [美祿市大嶺町東分418-8]
- 対象者 現在求職中の人
- 参加料 無料 (事前申込不要)
- その他 個別ブースでの面談となります。

参加企業名	募集職種
瀬戸内部品 株式会社	生産設計
瀬戸内部品 株式会社 いきいきサポート	訪問介護員、訪問介護員 (60歳以上)

問い合わせ先 商工労働課(☎0837(52)5224)

参加を希望される企業は ※就職相談室(☎0837(53)2536)

※へご相談ください。 ※宇部公共職業安定所(ハローワーク宇部)(☎0836(31)0164)

ふるさとやまぐち 農業新規就業ガイダンス

意欲ある農業の担い手の確保のため、就業希望者に対して農業への就業のイメージづくりや研修制度等の情報収集の場を提供する「ふるさとやまぐち農業新規就業ガイダンス」を開催します。

- 日時 7月15日(土) 13時30分～16時
- 場所 山口県立農業大学校 (防府市牟礼318)
- 対象者 農業就業を希望する人、農業を始めたい人、UJ1ターン希望者等
- 参加方法等 事前申込み不要、出入場自由、無料
- 問い合わせ先 公益財団法人 やまぐち農林振興公社 (☎083(902)6696)

ふるさと山口 企業合同就職フェア

県下各地域で、正規雇用で働くことを目指す求職者と、人材の採用に積極的な企業に、地域に密着した出会いの場を提供するため、企業合同就職フェアを開催します。

- 日時・場所
  - ①7月17日(日) 13時30分～16時 海峡メッセ下関1階展示見本市会場
  - ②7月24日(日) 13時30分～16時 国際ホテル宇部ダイヤモンドホール
  - ③7月26日(金) 10時～12時30分 (事務職特化) / 13時30分～16時 ※午前・午後で企業入替 山口グランドホテル2階大宴会場
- 参加対象
  - ・求職中の一般の人
  - ・令和2年3月に大学・短大・高専・専修学校等を卒業予定の人
- 参加料 無料
- 参加対象企業 県内に事業所を有し、原則として県内での常用雇用の予定のある企業
- 問い合わせ先 山口しごとセンター (☎083(976)1145)

日本語ボランティア講座

地域に住む身近な外国人に日本語を教えてくださいませんか？

地域の日本語教室がどんな所か知り

たい人、これから外国人に日本語を教えてみたいと考えている人、日本語教育の実情について興味のある人も、ぜひご参加ください。興味のある回のみの参加も可能です。

- 開講日 第1回【入門編】7月27日(土) 第2回【実践編】8月3日(土) ※時間はどちらも13時～16時
- 講師 吹屋 葉子 氏 (日本語クラブ 山口代表、山口県立大学非常勤講師)
- 場所 サンワーク美祿2階大会議室 (美祿市大嶺町東分418-8)
- 定員 各回30人 (先着順) ※定員になり次第締め切ります。
- 受講料 各回500円
- 申込み方法 電話・FAX・Eメール・来所のいずれか
- 申込み締切 7月20日(土)
- 申込み・問い合わせ先 (公財) 山口県国際交流協会 (☎083(925)7353) (☎083(920)4144) (☐yiea.info@yiea.or.jp)



## 毎月勤労統計調査特別調査を実施します

厚生労働省と山口県では、常用労働者数1～4人の事業所を対象として、賃金、労働時間及び雇用の状況を調査する毎月勤労統計調査特別調査を令和元年7月31日現在で実施します。

県知事が任命した統計調査員が、7月下旬から8月にかけて調査対象として指定された地区内の事業所へお伺いしますので、調査へのご回答をお願いします。

### ●問い合わせ先

山口県統計分析課商工労働統計班  
〔☎083(933)2654〕

## 後期高齢者医療制度のお口の健康診断（無料）

山口県後期高齢者医療広域連合では、歯や歯肉の状態及び口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下防止を図ることを目的に、お口の健康診断を無料で行っています。

●健診項目 口腔状態の確認（虫歯や歯周病の有無等）、噛む力の確認、舌の動きの確認、のみこむ力の確認など

### ●対象者

①前年度において75歳年齢到達により新たに被保険者資格を取得された人

①前年度において障害認定により新たに被保険者資格を取得された人

- 期間 令和2年1月31日迄まで
- 受診券 5月末までに封書でお届けしています。
- 実施場所 実施歯科医療機関については、受診券に同封しています。
- 持参品 お口の健康診断受診券、同封の質問票、後期高齢者医療被保険者証
- 問い合わせ先 山口県後期高齢者医療広域連合業務課  
〔☎083(921)7112〕

## 毎年7月は“社会を明るくする運動”強調月間です 第69回“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

### 趣旨

犯罪や非行が生まれるのは、地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会に復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うこととなります。犯罪や非行のない安全・安心な社会を築くには、国及び地方公共団体が各種政策を進めていくことはもちろんのこと、国民のひとりひとりが、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちの意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくことが大切です。

山口県においては、減少傾向にあるものの、平成30年において5,419件の犯罪が認知されています。この状況を踏まえ、関係機関・団体及び地域住民相互が連帯を強め、誰もが幅広く参加できる「地域との連携」、「地域と協働した活動の推進」に取組み、犯罪や非行のない地域社会を実現させるための効果的な活動を活発に展開し、本運動に対する地域の人々の理解と参加を求めています。

### 行動目標

- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組みを進めよう
- 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

### 重点事項

- 「出所者等の事情を理解したうえで雇用する企業の数を増やすこと」
- 「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」
- 「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」
- 「犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境をつくること」
- 「非行少年等が学びを継続できる環境を作ること」

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

### 取組内容

- ◆啓発巡回出発式 市役所 玄関前 7月1日(日) 8時45分から
- ◆広報車による市内巡回啓発 7月1日(日)～16日(日)
- ◆MYTで広報映画放映
- ◆第69回“社会を明るくする運動”美祢市推進大会開催
  - 日時 7月24日(日) 14時から
  - 場所 美祢市民会館
- ◆作文募集
  - 対象 小・中学生
  - 募集内容 日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたこと、感じたことなど（400字詰め原稿用紙3～5枚）
  - 募集締切 9月5日(日)
  - 発表 最優秀賞は広報「げんきみね。」に掲載
  - 表彰 小・中学校別 最優秀賞 1点/優秀賞 2点

### 美祢更生保護女性会と秋芳美東更生保護女性会の取り組み

私たち更生保護女性会は家族の絆対策として、5つの願いを作成しました。

非行のない明るい社会を目指していきましょう。

7月1日からの強調月間中、学校訪問やミニ集会等を通じて啓発活動を行います。

#### 【家族の絆5つの願い】

- 一. 笑顔であいさつしましょう
- 一. 食事を楽しくしましょう
- 一. 何でも話せる家族になりましょう
- 一. お互いに認め合いましょ
- 一. 思いやりの心を育てましょ



作文提出・問い合わせ先 “社会を明るくする運動” 美祢市推進委員会事務局（地域福祉課内）〔☎0837(52)5227〕



## 六次産業化振興推進事業費 補助金を活用しよう!

市では、六次産業化を目指す生産者等を対象に下記表の内容で補助金の交付を行っています。ご不明な点や申請手続き等については、お気軽に六次産業振興推進室にお問い合わせください。

### 1 六次産業化振興推進事業

#### (1) 六次産業化加工品開発事業

① 農林水産事業者自らが本市の一次産品を活用した加工品の開発事業  
⇒30万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、新たな取組みを目的とした事業者は補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

② 農工商連携等による本市の一次産品を活用した加工品の開発事業  
⇒20万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、他業種及び他事業との連携による事業は補助率を補助対象経費の2/3以内とし、30万円を上限とする。

### 2 地域ブランド化推進事業

#### (1) 六次産業化加工施設等整備事業

○ 農林水産事業者自ら又は農工商連携等により本市の一次産品を活用し地域ブランド商品となり得る可能性のある加工品の施設整備事業  
⇒60万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、新たな取組みを目的とした事業者又は、他業種及び他事業との連携による取組みを目的とした事業を実施する場合は補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

#### (2) 六次産業化販売促進事業

○ 農林水産事業者自ら又は農工商連携等により本市の一次産品を活用し地域ブランド商品となり得る可能性のある加工品の販路開拓事業及びMine Collection認定商品の販路開拓事業  
⇒20万円を限度とし補助対象経費の1/2以内

ただし、Mine Collection認定事業者については補助率を補助対象経費の2/3以内とする。

注意 ① 申し込みされる前に必ず事前にお問い合わせください。

② 申込期限は令和元年12月27日金までです。

申請・問い合わせ先

六次産業振興推進室

【☎0837(52)5224】【☎0837(52)3434】

## プレミアム付 商品券事業のお知らせ

10月に予定される消費税率引上げの消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、住民税非課税者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券を発行します。

購入対象者	次のいずれかの要件を満たし、プレミアム付商品券購入引換券の交付を受けた人(1)に該当する人は購入引換券交付申請が必要、(2)に該当する人は申請不要)	販売価格	額面500円の商品券10枚(5,000円分)を1冊として4,000円で販売 ※購入引換券1枚につき5冊まで購入可(最大で25,000円分の商品券を20,000円で購入可)
	(1) 令和元年度住民税非課税者 (住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。) ⇒購入引換券交付申請先は、基準日(平成31年1月1日)に住民登録がされている市区町村になります。 ※対象者には交付申請書類を、7月頃に送付予定です。	利用対象とならないもの	①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ④性風俗関連特殊営業に関わるもの ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課
	(2) 平成25年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主 ※対象者には購入引換券を、9月以降に送付予定です。	商品券販売期間	10月1日(火)から令和2年2月29日(土)まで
		使用期間	10月1日(火)から令和2年3月31日(火)まで
		商品券使用可能店舗	公募による(美祢市内に店舗、事業所等を有する事業者)

問い合わせ先 地域福祉課【☎0837(52)5227】※事業内容は現在の予定であり、今後変更になる場合があります。

## プレミアム付商品券の取扱店を募集しています

この事業が、市民の皆さんにとって有益なものとなるためには、少しでも多くの事業者にと取扱店となっていただくことが不可欠です。美祢市ホームページ等で募集要項をご確認のうえ、「取扱店登録申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、郵送又は持参で地域福祉課にご提出ください。

申込期限 8月30日(金)

※期限を過ぎた後も一定の期間受付は行いますが、ちらしへの掲載がされません。

## 住宅リフォームに助成します

対象者	市に住民票があり、市税を滞納していない人で、過去に同一の助成金を受けていない人
助成額	上限を10万円として工事金額（消費税を除く）の1割を市内共通商品券等で助成します。
受付開始日	7月10日 ※受付開始日のみ受付時間を9時から16時までとさせていただきます。 ※申請額が予算額に到達した時点で終了

対象  
工事

- ・自らが居住する住宅の工事
  - ・消費税を除く工事費が30万円以上の工事
  - ・補助金交付決定通知があった日以降に着手し3か月以内に完了する工事
  - ・市内に本社本店（個人事業主含む）がある施工業者に依頼するリフォーム工事
  - ・市のほかの助成を受けていない工事
- ※その他条件があります。

申請・問い合わせ先  
商工労働課（市役所本庁2階） ☎0837(52)5224

## 令和元年度 美祢市人権教育ふれあい講座・リーダー講座

# 共に学び！共に生きる！

主催 美祢市教育委員会  
共催 美祢市人権教育推進委員会

「一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現」をめざし、市内3会場で計6回の人権学習講座を開催します。

<b>第1講座『罪や非行を犯した人の問題』</b> 演題 「人材の再生の取組」 講師 中島 学氏（美祢社会復帰促進センター センター長） 日時 7月31日 18時～19時30分 場所 美祢市民会館 2階大会議室	<b>第2講座『ハラスメント』『同和問題』</b> 演題 「企業と人権（ハラスメント・同和問題等）」 講師 尾中 芳孝氏（山口地方法務局 人権擁護課 課長） 日時 8月1日 18時30分～20時 場所 秋吉公民館 2階会議室
<b>第3講座『インターネットにおける問題』『プライバシーの保護』</b> 演題 「家庭における情報モラル」 講師 西村 康成氏（山陽小野田市立小野田中学校 教頭） 日時 8月29日 18時30分～20時 場所 美東センター 2階大会議室	<b>第4講座『子どもの問題』</b> 演題 「子どもをとりまく現代的課題 ～虐待について～」 講師 岩金 俊充氏（いわかね社会福祉士事務所 代表） 日時 9月27日 18時30分～20時 場所 秋吉公民館 2階会議室
<b>第5講座『障害者問題』</b> 演題 「共生社会の実現に向けて」 講師 秋山 史之氏（一般社団法人山口県身体障害者団体連合会 常務理事 兼 事務局長） 日時 10月23日 18時30分～20時 場所 美東センター 2階大会議室	<b>第6講座（リーダー講座）『環境問題』</b> 演題 「災害と子ども ～災害時の乳幼児支援について～」 講師 安松 幸展氏（日本赤十字社山口県支部 事業推進課 主事） 日時 11月27日 18時～19時30分 場所 美祢市民会館 2階大会議室

**参加無料** 事前申込不要、どなたでもご参加いただけます。

問い合わせ先  
生涯学習スポーツ推進課 ☎0837(52)5261

## 各種相談

年金

7月10日 美祢市民会館  
9時30分～12時、13時～15時30分

予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

農業  
問題

7月9日 農業委員会事務局  
9時～11時30分 ※開催1週間前までに要予約

予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241

職業

7月8日 美東センター 13時30分～14時30分  
7月10日 サンワーク美祢 11時～15時30分  
7月22日 嘉万公民館 13時30分～14時30分  
7月24日 サンワーク美祢 11時～15時30分

問い合わせ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

人権

7月3日 綾木公民館 13時30分～16時30分  
7月10日 秋芳地域福祉センター 13時30分～16時30分  
7月17日 美祢市民会館 9時～12時  
美東地域福祉センター 13時30分～16時30分

問い合わせ先 山口地方法務局人権擁護課 ☎083(922)2295

行政

7月17日 美祢市民会館 10時～12時  
7月24日 別府公民館 13時30分～16時30分

問い合わせ先 市民課 ☎0837(52)5230

心配  
ごと

毎週水曜日13時30分～16時30分  
（※受付は16時まで）

7月3日 美祢市社会福祉協議会、綾木公民館  
7月10日 伊佐公民館、秋芳地域福祉センター  
7月17日 美祢市社会福祉協議会、美東地域福祉センター  
7月24日 美祢市社会福祉協議会、別府公民館  
7月31日 美祢市社会福祉協議会

問い合わせ先 美祢市社会福祉協議会 ☎0837(52)5222

司法書士による  
無料法律相談  
13時30分～15時30分

7月4日 美祢市役所  
※8月1日 秋芳総合支所  
（※7月25日 予約開始）

弁護士による  
無料法律相談  
13時30分～15時20分

7月18日 美祢市役所  
（7月11日 予約開始）

予約先 市民相談室 ☎0837(52)5230

# 補助制度を利用してJR美祿線に乗ろう!

J R 美祿線利用促進協議会では、利用助成事業を行っています。この機会に、J R 美祿線に乗車してみませんか。

	補助の対象	支援内容
JR美祿線回数乗車券購入補助事業	回数乗車券を購入した人	JR美祿線区間の回数券購入額の20%
JR美祿線定期券購入補助事業	通勤定期券を購入した人	JR美祿線区間の定期券購入額のおよそ15~20%
JR美祿線団体利用者乗車券購入補助事業	10人以上の団体	JR美祿線区間を含む乗車券購入額の1/2以内(10円未満切り捨て) ※1人片道400円を上限
JR美祿線社会学習利用助成事業	社会学習を実施する学校	JR美祿線区間の乗車券購入額

※ J R 美祿線区間：J R 厚狭駅から J R 長門市駅までの区間

※ 上表は要綱の要約したものです。詳細については、J R 美祿線利用促進協議会ホームページ（乗ろうよ！美祿線）をご覧ください。

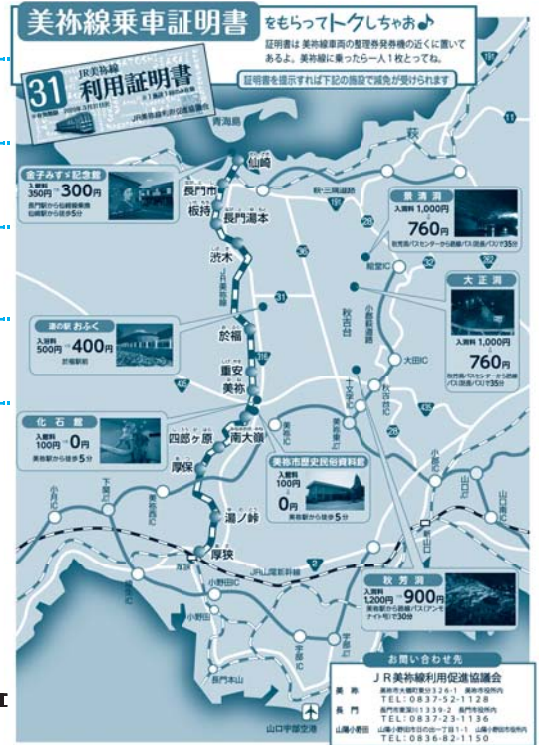
[http://www.jrminesen.com/]

## JR美祿線に乗車して沿線公共施設を利用すると、各施設の利用料が減免されます!

J R 美祿線車両の整理券発券機の近くに J R 美祿線利用証明書を設置しています。

J R 美祿線乗車の際、1 人 1 枚お取りください。

なお、J R 美祿線利用証明書を各公共施設の窓口にて提示すれば、上記図のとおり利用料の減免を受けることができます。



問い合わせ先 J R 美祿線利用促進協議会事務局（地域振興課内） [0837(52)1128]

## 地域包括支援センターだより Vol.15 ~いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らすために~

### 【在宅で医療を受けるには】

在宅医療の対象者は保険診療上の定義では、次のように定められています。

《在宅で療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者》

### こんなサービスが受けられます

- ・ 医師や看護師が自宅を訪問して、診察や療養上のケアを行います。
- ・ 歯科医師や歯科衛生士が口腔の治療やケアを行います。
- ・ 薬剤師が医薬品を届けたり、服薬指導を行います。



☆在宅で医療を受けたいときは、医師、看護師、メディカルソーシャルワーカーに相談しましょう。

問い合わせ先 美祿市地域包括支援センター(美祿地域) [0837(54)0138]

美祿東地域包括支援センター(美東・秋芳地域) [0837(62)0155] [08396(2)1234]



### 来てみて認知症カフェ7月カレンダー

ありがとうカフェ 7日 13時~15時  
場所：デイサービスセンターありがとう

ほっとカフェ 9日 10時~14時30分  
場所：美祿市ボランティアコーナー

なごみカフェ 13日 9時~15時30分  
場所：田代台病院デイ・ケアなごみ

カフェゆいしん 17日 10時~12時  
場所：Graceful唯心

おしゃべりカフェ 17日 13時~15時  
場所：古民家みとう

えむカフェ 20日 14時~16時  
場所：グリーンヒル美祿

ふれあいカフェシエンテ 26日 11時30分~14時  
場所：シエンテ ※要予約 [0837(57)0124]

## 7月納付 カレンダー 納期限 7月31日

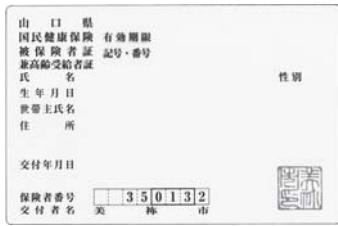
納付種別	納付対象
固定資産税・都市計画税	2期
国民健康保険税	1期
後期高齢者医療保険料	1期
介護保険料	1期

納付種別	納付対象
市営住宅使用料	7月分
下水道事業受益者負担金	1期
有線テレビ使用料	2期



## 「高齢受給者証」に関するお知らせ

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」について、7月31日頃までは、「被保険者証」と「高齢受給者証」それぞれを医療機関などの窓口にて提示していただきますが、8月1日頃からは、この2つを一体化した、「被保険者証 兼 高齢受給者証」を医療機関などの窓口にて提示してください。



被保険者証 兼 高齢受給者証

この「被保険者証 兼 高齢受給者証」の大きさは従来の被保険者証と同じサイズとなり、被保険者証として郵送しますので、8月1日頃以降は、新しい「被保険者証 兼 高齢受給者証」をお使いください。

なお、「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものです。

医療機関などで受診するときには医療機関などの窓口にて提示してください。

自己負担割合は平成30年中の所得などにより変わる場合があります。

## 更新は8月30日☎まで 手続きはお早めに。

### 「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額適用認定証」に関するお知らせ

#### 【更新される人】

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「国民健康保険限度額適用認定証」（以下いずれも「認定証」という）の有効期限は、7月31日頃までとなっており、更新手続きが必要になります。

8月1日頃以降有効の認定証の更新手続きは、7月12日頃から受付を開始しますので、国民健康保険被保険者証（以下「保険証」という）・現在お持ちの認定証・印鑑をご持参のうえ、8月30日頃までに更新の手続きを行ってください。

なお、適用区分は、平成30年中の世帯の所得によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

#### 【新規取得される人】

平成30年8月から現役並み所得者の所得区分が細分化されたことにより、窓口負担の上限額が変更となりましたので、平成30年中の課税所得が145万円以上690万円未満の人も申請により認定証が交付されます。

認定証が必要な人は随時受け付けています。保険証と印鑑をご持参のうえ、手続きを行ってください。



国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証



国民健康保険 限度額適用認定証

## 介護保険 負担限度額認定証は更新手続きが必要です

問い合わせ先  
高齢福祉課 ☎0837(52)5229

介護保険を利用して特別養護老人ホームなどへの入所又は短期入所をした場合に、所得が一定以下の人は負担限度額認定申請により食費と居住費を軽減する制度が設けられています。

負担限度額認定の有効期間は8月1日から翌年の7月31日までとなっていますので、毎年更新手続きが必要です。現在認定を受けている人には、6月に更新の申請書類を送付しましたので、引き続き認定を希望する場合は更新の手続きをしてください。

また、認定を受けていない人で、右記の条件にあてはまる人は、所得や世帯の状況などにより対象となる場合がありますので、新規に申請をしてください。

### 負担限度額認定の対象となる人

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設、介護医療院）への入所（入院）又は短期入所を利用している人のうち、次のいずれにも該当する人

- ①生活保護世帯又は市民税非課税世帯であること
- ②配偶者が非課税であること

（別世帯にいる配偶者や内縁関係の人を含む）

- ③預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること

